申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

（整理番号　　－　　）

処　　分　　名	年次報告、随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告の確認
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項
所管部課グループ名	創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線　2716））

審査基準	項　　目	内　　容
		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 37 項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 8 項から第 10 項まで、第 12 項から第 30 項まで、第 32 項または第 34 項から第 36 項までに基づく報告書および書類の提出があること。
	設定年月日　　平成 29 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間		2　　月
	設定年月日　　平成 29 年 4 月 1 日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）	